

## ●香川県告示第391号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、改正後の規定は、平成26年7月分以後に係る費用徴収について適用する。

平成26年11月14日

香川県知事職務代理者  
香川県副知事 天雲俊夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（1関係）</p> <p>費用徴収基準</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 徴収する費用の額の決定の特例</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入院期間が、<u>1月末</u>満のものについては、徴収基準額又は加算基準額につき、さらに日割計算によって決定する。（ただし、D19階層を除く。）</p> <p>略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項に規定する特定寄附金のうち、同項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）に限る。）及び第3号（寄附金に限る。）に規定するものに限る。）、第84条第1項、第92条第1項並びに第95条第1</p>	<p>別表第1（1関係）</p> <p>費用徴収基準</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 徴収する費用の額の決定の特例</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入院期間が、<u>1カ月未満</u>のものについては、徴収基準額又は加算基準額につき、さらに日割計算によって決定する。（ただし、D19階層を除く。）</p> <p>略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項に規定する特定寄附金のうち、同項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）に限る。）及び第3号（寄附金に限る。）に規定するものに限る。）、第84条第1項、第92条第1項並びに第95条第1</p>

項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額

（ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。まず、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無、生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

（3） 略

（4） B階層の対象世帯のうち、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると知事が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。

3・4 略

別表第2 (2の(1)関係)

費用徴収基準

略

備考

1 略

2 略

項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。まず、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無、生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

（3） 略

3・4 略

別表第2 (2の(1)関係)

費用徴収基準

略

備考

1 略

2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別

(1) 略  
(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、  
41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2  
第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項  
(3) 略  
3・4 略  
5 略

(1)・(2) 略  
(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法  
第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、法第24  
条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第  
123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7  
項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は同法附則  
第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）  
を有する世帯をいう。）  
ア～エ 略  
(4) 略  
6～8 略

別表第3 (2の(2)関係)  
乳児院における短期入所措置に係る費用徴収基準

略
---

備考
----

1 略
-----

措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 略  
(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第  
41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2  
第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項  
及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 略  
3・4 略  
5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次  
に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴  
収する費用の額は0円とする。

(1)・(2) 略  
(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法  
第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、法第24  
条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者自立支援  
法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法  
第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限  
る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯  
(次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。)

ア～エ 略

(4) 略

6～8 略

別表第3 (2の(2)関係)  
乳児院における短期入所措置に係る費用徴収基準

略
---

備考
----

1 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別  
措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及

- (1) 略
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、  
第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の  
2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4  
第1項及び第3項
- (3) 略
- 2 略

別表第4 (3関係)

支払命令基準	
略	

備考

- 1 略
- 2 略

- (1) 略
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、  
第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の  
2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4  
第1項及び第3項
- (3) 略
- 3～6 略

び所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 略
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第  
41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2  
第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項  
及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 略
- 2 略

別表第4 (3関係)

支払命令基準	
略	

備考

- 1 略
- 2 この表の「所得税課税年額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 略
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第  
41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2  
第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項  
及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 略
- 3～6 略